

## 2024年3月 サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム (SSAF) 会議報告

### I. 概要

1. 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の諮問機関である、サステナビリティ基準アドバイザー・フォーラム（SSAF）会議が、2024年3月11日にドイツ（フランクフルト）で開催された<sup>1</sup>。当該 SSAF 会議の主な概要は次のとおりである。

### 2024年3月 SSAF 会議出席メンバー (SSAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Lebogang Senne
ブラジルサステナビリティ報告委員会 (CBPS)	Vania Borgerth
カナダサステナビリティ基準審議会 (CSSB)	Charles Antoine St-Jean
メキシコ財務報告基準審議会 (CINIF)	Patricia Moles
サステナビリティ基準委員会 (SSBJ)	川西委員長
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Dong Wang
韓国会計研究院 (KAI) 及び金融委員会 (FSC)	Han Yi (KAI) Kwangil Kim (FSC)
サウジ勅許職業会計士協会 (SOCPA)	Wafa Al Nasrallah
エフラグ (EFRAG)	Chiara Del Prete
英国財務報告評議会 (FRC)	Mark Babington

### (ISSB 参加者)

Sue Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー、担当スタッフ

### (オブザーバー)

欧州委員会 (EC)、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI)、アジア・オセアニア基準設定主体グループ (AOSSG)

<sup>1</sup> 一部の SSAF メンバーはウェブ会議で参加。

## 2024年3月SSAF会議の議題

	議 題	予定時間	実際時間	参照ページ
1	コネクティビティ	60分	40分	3
2	ISSBのアジェンダ優先度に関する協議	60分	60分	5
3	IFRSサステナビリティ開示タクソノミ	60分	30分	8
4	IFRS S1号及びIFRS S2号に関する教育的資料についてのアップデート	30分	20分	10
5	SASBスタンダードの向上	45分	45分	12
6	アジェンダ計画	30分	15分	15

### 今後の日程(予定)

2024年6月

### SSAF会議への対応

2. 今回のSSAF会議への対応については、サステナビリティ基準委員会(当委員会)において検討を行った。

## II. コネクティビティ

### 議題の概要

3. ISSB は、2024 年 1 月に国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）との合同会議を開催し、ISSB の情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」<sup>2</sup>（以下「アジェンダ協議」という。）のうち、コネクティビティに関して寄せられたフィードバックについて審議した。本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、コネクティビティに関して寄せられたフィードバック及び IASB と ISSB の合同会議の審議の概要について説明がなされ、ISSB から提示された次の質問について、意見交換が行われた。

- (1) コネクティビティに関して寄せられたフィードバック及び IASB と ISSB の合同会議の審議に関して、コメント又は考えはあるか。

### SSAF 会議での議論の概要

4. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) ISSB と IASB が協働する場合、責任の所在を明確にすることが必要であると考え。責任を共有することにより、最終的にどちらの審議会も責任を負わない結果となることを避けるためである。両審議会が活発にコミュニケーションを行うことは重要であるが、同時に、どちらがどの部分について最終的な決定を行うかについて明確にすることにより、IASB のプロジェクトにおいて議論されている、ある情報が財務諸表に含まれるかどうかという論点を含む、コネクティビティに関する議論全体が前進する可能性があると考え。(SSBJ)
- (2) ISSB がどのアジェンダを優先しようとしているのかについて、利害関係者は混乱しているように感じている。例えば、「コネクティビティ」と「報告における統合 (integration in reporting)」との違いが明確でないため、両者の違いを明確に説明すべきではないか。また、ISSB と IASB の間のコネクティビティが重要であることを認識しているものの、ISSB 基準は適用する会計基準にとらわれず適用できるため、IFRS 会計基準に偏りすぎずバランスをとることが重要であると考え。
- (3) ((2)の発言に関して)「報告における統合 (integration in reporting)」は、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の情報パッケージをどのように統合し、統合報告書とするのかということを示す一方で、「コネクティビティ」は、同じ用語を用

<sup>2</sup> ISSB は、2023 年 5 月 4 日に、情報要請 (Request for Information) 「アジェンダの優先度に関する協議」を公表し、利害関係者からのコメントを求めていた。コメント期間は 2023 年 9 月 1 日に終了した。

いるのであれば同じ用語であることを明確にしたり、違う用語であれば違う用語であることを明確にしたりするというもので、例えば、ISSB が IASB と同じ重要性 (materiality) の定義を用いるというような、基本的なレベルのことを指すとの理解である。「コネクティビティ」と「報告における統合 (integration in reporting)」との違いを明確にすべきという意見には同意する。(ISSB Lloyd 副議長)

- (4) 特にサステナビリティ報告の基礎が確立されていない法域にとって、「報告における統合 (integration in reporting)」は有用なプロジェクトだと考える。当該プロジェクトの究極の目的は、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示が融合する (merge) ことだとも考えられる。特に、サステナビリティ報告に関して成熟していない法域や SSAF 会議に参加していない法域からの意見を考慮する必要があると考える。
- (5) ((4)の発言に関して) 財務諸表とサステナビリティ関連財務開示について、例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会が財務諸表に影響を与える場合、IASB が対応を検討することが考えられる。一方、財務諸表において認識されないものの財務諸表を補完するサステナビリティ情報は、ISSB が対応を検討することが考えられる。このように 2 つの側面があるが、現在のように断絶しないようにしたいと考えている。(ISSB Lloyd 副議長)
- (6) 「コネクティビティ」は、サステナビリティ関連財務開示に関する概念フレームワークを構築するための端緒となるものと考えており、優先して検討すべき事項であると考え。また、「コネクティビティ」と「報告における統合 (integration in reporting)」との違いを明確にすべきとの意見に同意する。
- (7) ((6)の発言に関して) 「コネクティビティ」に関する作業は、各プロジェクト (例えば、ISSB の現在の又は予想される財務的影響に関する教育的資料の開発、及び IASB の財務諸表における気候関連リスクに関するプロジェクト) に組み込まれており、個別の独立したプロジェクトではないとの理解である。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)
- (8) IASB と ISSB の協働を歓迎する。「コネクティビティ」の概念を、ISSB 基準や IASB の教育的文書のみならず、IASB の IFRS 会計基準においても説明すべきと考える。他の法域の意見と同様に、「コネクティビティ」と「報告における統合 (integration in reporting)」との違いを明確にすべきと考える。
- (9) ((8)の発言に関して) 次回の IASB の会議において、気候関連及びその他の不確実性を財務諸表においてどのように報告すべきかについて議論される予定であり、当

該論点は公開協議の対象となる予定である。(ISSB Lloyd 副議長)

- (10) 我々の法域では、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表はまったく別の実務として行われており、サステナビリティ関連財務開示の作成者の中には IFRS 会計基準についてよく知らない者もいた。「コネクティビティ」に関するコミュニケーションを通じて、財務諸表の担当者に対しても、サステナビリティ関連のリスクが財務諸表に与える影響を理解することが新たなスキルであるという明確なメッセージを送ることができた。
- (11) ISSB と IASB から将来提供される可能性のあるそれぞれの基準の間に不整合や矛盾が生じることを避けるためにも、両者が協働していく必要があると考える。
- (12) 「コネクティビティ」の観点から、ISSB と IASB のテクニカル・チームの間の人材交流はあるか。
- (13) ((12)の発言に関して) ISSB と IASB の人材交流の例としては、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」(以下「IFRS S1 号」という。)及び IFRS S2 号「気候関連開示」(以下「IFRS S2 号」という。)の開発において、IASB スタッフが関与したことが挙げられる。また、日々の業務として ISSB と IASB のディレクターが、それぞれのスタッフレベルにおいてどのように「コネクティビティ」を図れるかについて継続して検討している。例えば、IASB の審議資料の作成に ISSB スタッフが関与する場合や、ISSB の教育的資料の開発に IASB スタッフの意見を考慮する場合が挙げられる。また、タクソノミの開発においても協働している。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー、ISSB 担当スタッフ)

### III. ISSB のアジェンダ優先度に関する協議

#### 議題の概要

5. ISSB は、2023 年 5 月にアジェンダ協議を公表後、寄せられたコメントを踏まえ審議を行っており、2024 年の前半に、ISSB の今後 2 年間の作業計画について決定することとしている。本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、当該審議の近況及び寄せられたフィードバックについて説明がなされ、ISSB から提示された次の質問について、意見交換が行われた。
  - (1) ISSB のアジェンダ協議又は寄せられたフィードバックに関して、コメント又は質問はあるか。

## SSAF 会議での議論の概要

6. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) ISSB の今後の 2 年間の作業計画を可能な限り早く決定してほしい。
- (2) ((1)の発言に関して) 新たなプロジェクトと SASB スタandardに関する作業をどのように調整していくか、また、GRI やエフラグとの間で相互運用可能性のためにどのように協働していくかなどについて、ISSB の戦略を明確にしたうえで決定することとしたため、時間をかけて検討している。(ISSB Lloyd 副議長)
- (3) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) 支援を優先すべきだという意見に同意する。ISSB 基準の適用を促すためにも、今後どのような基準を開発していくかを含め、まずは ISSB 基準の体系を明確にすべきと考える。また、概念フレームワークについても議論することが望ましい。SASB Standard は重要な要素であると理解しているものの、利害関係者から SASB Standard の適用可能性を考慮することに対する懸念が寄せられていることを踏まえると、当該要求事項を削除する可能性のある法域への対応について、ISSB が何らかの検討を行うべきではないか。
- (4) ((3)の発言に関して) 将来の基準開発における SASB Standard の位置付けは、今後の ISSB の議論において明確にしたいと考えている。SASB Standard に対して寄せられる疑問の多くは、一度に多くのことを導入しようとしたことに起因すると考えており、今後、多くの利害関係者とより深く議論したいと考えている。また、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) 支援と SASB Standard の向上は、関連する作業と考えている。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)
- (5) ISSB の今後の 2 年間の作業計画を可能な限り早く公表することで、各法域の当局及び基準設定主体が、どのプロジェクトにどの程度リソースを割り当てるか判断できると考える。また、我々は、ISSB が IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) 支援により多くのリソースを投入し、適用にあたり寄せられているさまざまな問題について対策を講じるべきと考える。
- (6) ((5)の発言に関して) ISSB の作業計画に追加予定のプロジェクトについては、2024 年 4 月に開催される ISSB 会議において審議する予定である。(ISSB 担当スタッフ)
- (7) 全体的なフレームワークやロードマップを含め、ISSB 基準の全体像を明確にすることが、各法域が ISSB 基準の導入を検討し、ISSB 基準を基礎とした基準開発を行ううえで有用であると考えている。

- (8) (7)の発言に関して) ISSB の活動は、投資者が必要とする情報がダイナミックに変化していくことを考慮したうえで、何が投資者にとって重要性がある (material) 情報かという観点から、アジェンダ協議を通じて決定していくことになる。ISSB 基準の構造やフレームワークは、アジェンダ協議に関する決定及びフィードバック・ステートメントを通じて利害関係者に理解されるものと考えており、例えば、産業別開示の役割や SASB スタンドアードの向上などの特定のトピックについては、より具体的な説明がなされる予定である。(ISSB Lloyd 副議長)
- (9) アジェンダ案に明確な優先順位を付けられないという事実は、すべて緊急性があることを示していると考えられる。また、アジェンダ案には、特定の法域に特化したトピックが含まれていると考えられる。我々は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援が重要であることに同意し、SASB スタンドアードは、産業別のサステナビリティ関連のリスク及び機会についてガイダンスを提供していることを承知しているものの、我々の法域における企業からは、IFRS S1 号をどのように適用すべきかについて、懸念が示されている。
- (10) ISSB は、さまざまなテーマ別基準の開発に取り組むべきだと考える。また、SASB スタンドアードの向上は、我々の法域におけるセクター別基準の開発との相互運用可能性の観点から重要と考える。なお、次のリサーチ又は基準設定プロジェクトの優先順位を付けるための規準に、相互運用可能性が明示的に含まれたことを歓迎する。当該規準には、投資者の情報ニーズが拡大していること、及び投資者以外からの情報ニーズが高まっていることも考慮すべきと考える。次に取り組むトピックの検討においては、人的資本と人権のトピックの境界を含め、他の基準との相互運用可能性を考慮すべきと考える。
- (11) 相互運用可能性を維持するためにローカル基準の差異を毎度調整していくことは現実的ではないと考えられるものの、我々は、今後の基準開発において、ISSB 及びエフラグと協働しながら、お互いの取組みをどのように相互に支援できるか、また、国際的なインフラをできる限り実用的なものにすることを考えている。この点、キャパシティ・ビルディングはサプライ・チェーンにおいても重要であると考えられる。
- (12) ISSB 基準の全体像を示すべきとの提案に同意する。また、SASB スタンドアードの適用可能性の考慮に対する懸念は、我々の法域においても寄せられている。
- (13) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) 支援を優先すべきである。法域によっては、SASB スタンドアードを適用することが難しい場合があることに留意してほしい。また、SASB スタンドアードは英語で公表されているが、英語が母国語ではな

い法域についても考慮してほしい。

(14) ((13)の発言に関して) SASB スタンダードは、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) を支援するものであり、産業別指標を適用できない場合でも、開示トピックに基づきどのようなタイプの情報の開示が有用か判断することができると考えられる。(ISSB Lloyd 副議長)

(15) ISSB 基準の全体的な体系及び今後の計画について明確にすべきと考える。

## IV. IFRS サステナビリティ開示タクソノミ

### 議題の概要

7. ISSB は、2023 年 7 月に「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ案」<sup>3</sup> (以下「タクソノミ案」という。) を公表後、審議を行っている。本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、当該審議の状況及びデジタルでの財務報告を支援するために計画されている活動について説明がなされ、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。

### SSAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) IFRS サステナビリティ開示タクソノミは、ISSB 基準の内容を反映しなければならないとの理解だが、タクソノミ案では、ISSB 基準において定めのないタグが設定されていると理解している。例えば、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値について、タクソノミ案においてはタグが設定されているが、IFRS S2 号では当該温室効果ガス排出の合計値の開示が明確に求められていないと理解している。ISSB 基準とタクソノミ案の内容の整合性を確保することが必要であると考え。(SSBJ)

(2) ((1)の発言に関して) タクソノミ案の開発においては、企業の実際の開示を考慮するため、例示的ガイダンスも含めて検討している。また、基準において明確に要求されていない項目が、タクソノミ案のタグとして設定されている状況は、IFRS 会計基準のタクソノミにおいてもみられることであり、実務上は大きな懸念事項にはなら

<sup>3</sup> ISSB は、2023 年 7 月 27 日に、「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ案」を公表し、利害関係者からのコメントを求めていた。コメント期間は 2023 年 9 月 26 日に終了した。2024 年 6 月末までに最終版を公表することとしている。



ないと考える。(ISSB ボード・メンバー、ISSB 担当スタッフ)

- (3) タクソノミの開発を歓迎する。気候関連財務開示タスクフォース (TCFD) 提言に基づく報告の経験から、特に指標及び目標に関するタグ付けは難しいと考えられるため、タグ付けの方法に関する例示を提供してほしい。
- (4) タクソノミの開発を歓迎する。我々の法域では、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用を 2026 年から求め、2024 年から任意適用できることとしており、規制当局はデジタル・ファイリングに関して取り組んでいるため、特にこのような進展は望ましいと考える。
- (5) デジタルでの相互運用可能性は重要であり、我々の基準に基づく開示を、ISSB 基準に基づく開示にほぼ自動的(semi-automatic)に変換させることができれば、企業のみならずデータ収集機関やデータの利用者にも有用と考える。現在、我々は XBRL タクソノミ案に関する公開協議を行っている。当該提案の検討においては、特に、① 定量的データ及び定性的データ (特に詳細な記述的情報) のタグ付け、② 半記述的要素 (例えば、二者択一条件を表すブーリアンやドロップ・ダウンなどの形式) を可能な限り用いること、及び③ XBRL のディメンション機能を用いて、簡潔で費用対効果の高い方法とすることに留意した。ISSB のタクソノミ案と我々のタクソノミ案の間の差異を最小化するために、引き続き ISSB と協働していきたい。
- (6) ISSB スタッフが提案している記述的情報に関する要素に関する原則がどのようなものか教えてほしい。
- (7) ((6)の発言に関して) 投資者にとって有用な情報を提供するという観点から、タグ付けをどのレベル (幅広い情報、又は分割された詳細な情報) で求めるのかについてのバランス及び相互運用可能性を考慮し、可能な限り複数のタグ付けが求められないようにしている。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)

## V. IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する教育的資料についてのアップデート

### 議題の概要

9. ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) 支援のための教育的資料を開発及び公表している。本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する教育的資料の開発の状況について説明がなされ、ISSB から提示された次の質問に沿って、意見交換が行われた。

- (1) 公表済み又は現在開発中の IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) 支援のための教育的資料に関して、質問又はコメントはあるか。
- (2) IFRS S1 号及び IFRS S2 号において教育的資料を開発すべきと考える事項はあるか。
- (3) 現在、教育的資料を開発しているか。

### SSAF 会議での議論の概要

10. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) ガイダンスの情報源における「考慮しなければならない (shall consider)」という要求事項がさまざまな意味で解釈されている可能性があるため、「考慮しなければならない (shall consider)」の意味や、ガイダンスを考慮したことを示すためにどのような作業が求められるかについて、明確にすることが有用であると考えます。また、「考慮する場合がある (may consider)」と位置付けられているガイダンスと、特段言及されていないガイダンスとの間に違いがあるかどうかについてさまざまな解釈がみられるため、この点についても明確にすることが望まれる。(SSBJ)
- (2) ((1)の発言に関して)「考慮しなければならない (shall consider)」という定めについては、考慮したことを証明するためにどのような証拠が必要か検討しなければならないと理解している。また、「考慮する場合がある (may consider)」としたガイダンスについては、一定の検討を行ったうえで、基準に含めている。(ISSB Lloyd 副議長)
- (3) 我々の法域では、報告の境界 (バリュー・チェーンを含む。)、サステナビリティ関連の機会、ファイナンスド・エミッション及び移行計画に関する教育的資料の開発が求められているとの理解である。特に、修正再表示の取扱いについて説明することが有用ではないか。

- (4) (3)の発言に関して) 次回の IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する移行支援グループ (TIG) の会議では、比較情報の修正再表示について議論する予定である。(ISSB Lloyd 副議長)
- (5) ISSB による現在の教育的資料の開発を歓迎するものの、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) 支援のためにも、さらに教育的資料を開発すべきである。また、今後の教育的資料の開発スケジュールを公表してほしい。我々の法域では、財務的重要性 (materiality) に関するガイダンスが求められているが、ISSB の教育的資料との整合性が必要だと考えている。なお、現在 ISSB において開発が進められているプロポーショナルリティのメカニズム、シナリオ分析及び財務的影響に関する教育的資料も有用と考えられるものの、内容に重複がないかについて留意する必要があると考える。
- (6) (5)の発言に関して) 教育的資料の開発において重複が生じる可能性がある領域は認識しており、開発にあたり留意していきたい。また、今後公表予定の重要性 (materiality) の評価に関する教育的資料について、どの程度具体的な説明を行うべきかを含め意見があれば教えてほしい。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB 担当スタッフ)
- (7) 我々の法域では、法域に固有の事項 (例えば、温室効果ガス排出の測定のための係数、物理的リスクの潜在的なエクスポージャー) など、各法域が対応すべきと考えられる事項に関する資料の開発から取り組んでいる。
- (8) 我々の法域では、我々の組織内に常設の教育委員会を設け、基準の教育活動に取り組むこととしており、これには我々の法域の主要な大学の教授が参加している。また、教育的資料の翻訳版の作成も必要だと考える。さらに、我々の法域固有のケース・スタディ (スコープ 3 温室効果ガス排出など) の開発にも取り組み、当該開発においては大企業と中小企業のそれぞれを対象としたものにしたいと考えている。
- (9) 我々の法域では、導入ガイダンスの開発を優先的に実施しており、既に重要性 (materiality)、バリュー・チェーン及びデータ・ポイントのガイダンスの開発を始めている。これらの資料の開発においては、相互運用可能性についても考慮している。今後 ISSB が教育的資料の開発を行うべき事項としては移行計画が考えられる。我々の法域でも、移行計画に関する資料の開発を開始している。
- (10) 好事例を毎年示すことも有用ではないか。我々の法域でも、今後教育的資料の開発に取り組むたいと考えている。

## VI. SASB スタンドアードの向上

### 議題の概要

11. 本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、SASB スタンドアードの向上<sup>4</sup>に対する取組みの状況について説明がなされ、今後の計画として、次の3案が説明された。
  - (1) サステナビリティ会計基準審議会（SASB）から引継いだプロジェクト
  - (2) 利害関係者との協議を通じて識別された産業又はトピック（又はこの両方）の優先
  - (3) 他の基準又はフレームワークとの相互運用可能性の強化又は促進
12. ISSB から提示された次の質問に沿って、意見交換が行われた。
  - (1) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入（implementation）を支援するために、SASB スタンドアードの向上を進めるにあたり、ISSB が何を優先すべきかに関してフィードバックはあるか。

### SSAF 会議での議論の概要

13. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) ISSB は、ISSB 基準に産業別の要求事項を取り入れることを目標とすべきであり、SASB スタンドアードの向上は、その目標を達成する1つの手段に位置付けるべきである。ただし、ISSB 基準に産業別の要求事項を取り入れるためには、産業分類から議論する必要があると考えており、そのような長期的な目標を達成するために、長期的な視点で、今後2年間で何ができるかについて検討する必要があると考える。

次に、SASB スタンドアードに対するデュー・プロセスについて、我々の法域の利害関係者からは、方法論に対する公開協議を踏まえ、文案を確認したうえでコメントする機会がほしかったとの意見が寄せられたため、今後 SASB スタンドアードを改正する際は、改正案の具体的内容を公表する必要があると考える。

3点目は、SASB スタンドアードの間で要求事項の重複が多いと考えられるため、複数の産業において重複する部分をモジュール化し、産業共通とすべきかどうか検討する必要があると考える。（SSBJ）

---

<sup>4</sup> ISSB は、2023年5月11日に、ISSB 公開草案「SASB<sup>®</sup>スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及び SASB スタンドアード・タクソノミのアップデート」を公表し、利害関係者からのコメントを求めている。コメント期間は2023年8月9日に終了し、2023年12月19日に修正された SASB スタンドアードが公表された。

- (2) ((1)の発言に関して) 産業分類については、今後議論する必要があると理解している。また、産業別基準の取扱いについては、長期的な方向性を明確にする必要があると認識しているものの、産業分類などいくつかの段階を踏んで検討が必要であると考えている。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー)
- (3) IFRS S1 号を適用してサステナビリティ関連のリスク及び機会を評価する際には、ロケーションが 1 つの主要な考慮事項であるものの、SASB スタンダードではロケーションに焦点が当てられていないとの理解である。また、SASB スタンダードの水及び生物多様性に関する指標は、依存関係を考慮していない点が懸念される。さらに、SASB スタンダードの適用可能性は、企業がバリュー・チェーンのどこに位置付けられるかによって変わるのではないかと考えている。
- 重要性 (materiality) との関係については、SASB スタンダードはあくまでも考慮しなければならないガイダンスの 1 つであり、例えば、チェックリストのように SASB スタンダードを網羅したとしても、重要性 (materiality) の評価に代わるものではない点を明確にすることが必要と考えている。
- (4) ((3)の発言に関して) 水及び生物多様性に関する指摘を含め、挙げられた懸念は、今後の SASB スタンダードの向上に関するプロジェクトにおいて検討されるとの理解である。バリュー・チェーンにおける位置付けについては、例えば、「石油及びガス」産業など、バリュー・チェーンの上流、中流及び下流を分解したうえで基準を開発している産業もある。ロケーションの考慮については、ISSB が考慮すべきか、又は各法域が考慮すべきかについての判断が難しいと考えている。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー)
- (5) 今後 ISSB が開発するテーマ別基準と、IFRS S1 号及び SASB スタンダードとの関係はどのようなものとなるのか。
- (6) ((5)の発言に関して) 今後のテーマ別基準の開発においては、IFRS S1 号で既に要求されることに加えて、どのような開示を要求するかについて議論する必要があると考えている。(ISSB Lloyd 副議長)
- (7) 我々は、セクター共通基準のみならず、セクター別基準においても、ISSB 基準と相互運用可能性を図りたいと考えている。今後、我々の法域では、インパクトが大きいセクター及び金融機関に関するセクター別基準の開発に取組み、2024 年 11 月から 2025 年 1 月にかけて公開協議を行う予定である。セクター別基準の開発においては、SASB スタンダードとの整合性を考慮している。なお、ISSB の SASB スタンダードの取扱いについては、完全なデュー・プロセスを経るまで、SASB スタンダードを強制しないと

いう取扱いに同意する。

- (8) ((7)の発言に関して) SASB スタンダードの向上の取組みの一貫として、産業別（又はセクター別）基準の相互運用可能性について、協働して検討していきたいと考えている。(ISSB Lloyd 副議長)
- (9) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入 (implementation) 支援において、SASB スタンダードの向上は必要であると理解するものの、今後、ISSB が SASB スタンダードを ISSB 基準に取り入れる場合、IFRS 財団の完全なデュー・プロセスの対象とすることを強調すべきではないか。我々の法域では、アウトリーチにおいて、国際的な産業組合と連携して産業別基準を改正することが必要であり、GRI 及びエフラグとの相互運用可能性が重要であるとの意見が聞かれている。
- (10) ((9)の発言に関して) ISSB 公開草案「SASB®スタンダードの国際的な適用可能性を向上させるための方法論及び SASB スタンダード・タクソノミのアップデート」では、方法論についてコメントを求めるという特別な対応を行ったものの、今後の SASB スタンダードの改正においては、ISSB 基準に含まれるかどうかにかかわらず、IFRS 財団の通常のデュー・プロセスの対象とし、公開草案を公表したうえで公開協議を実施する予定である。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー)
- (11) IFRS S1 号の適用及び SASB スタンダードの適用可能性の考慮のみでは、具体的なトピックに関する開示を作成するにあたり重要性 (materiality) の評価を十分に実施することは難しいと考えられるため、今後 ISSB は、アジェンダ協議の結果に基づき、さまざまなテーマ別基準の開発に取り組む必要があると考える。
- (12) SASB スタンダードの翻訳に関する作業を考慮しなければならないため、SASB スタンダードを改正する場合、早めに情報共有してほしい。
- (13) SASB スタンダードを適用せずに、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する事例があるか教えてほしい。我々の法域では、SASB スタンダードの適用企業が少なく、SASB スタンダードが認知されていないことを懸念している。
- (14) ((13)の発言に関して) IFRS S1 号及び IFRS S2 号を公表したばかりであるため、現時点では事例は提供できないものの、GRI スタンダードや ESRS など、SASB スタンダード以外のガイダンスも産業別の開示作成において参照できるとの理解である。また、他の法域における同業他社の開示例を参照することが有用な場合もあると考えられる。(ISSB Lloyd 副議長、ISSB ボード・メンバー)

## VII. アジェンダ計画

### 議題の概要

14. 本セッションでは、ISSB 担当スタッフから、SSAF 会議の今後のアジェンダ計画について説明がなされ、SSAF メンバーによる質疑応答が行われた。

### SSAF 会議での議論の概要

15. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) バリュー・チェーンについての懸念が多く聞かれるため、より深く議論することが有用ではないか。
- (2) 今後、「法域ガイド (Jurisdictional Guide)」<sup>5</sup>が最終化されることを踏まえ、各法域での導入の状況について次回の SSAF 会議にて取り扱うことが有用ではないか。

以 上

---

<sup>5</sup> IFRS 財団は、2024 年 2 月 22 日に「ISSB 基準の導入又はその他の使用に関する最初の法域ガイドのプレビュー」を公表した。(https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/adoption-guide/preview-of-the-jurisdictional-adoption-guide.pdf)